

新津協働センター

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分			午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午後9時30 分まで
			1時間につき	1時間につき	
ホール		地域活動団体	310	590	290
		一般団体	940	1,790	890
和室		地域活動団体	140	160	80
		一般団体	290	330	160
小会議室		地域活動団体	80	110	50
		一般団体	160	230	110
講座室		地域活動団体	100	150	70
		一般団体	200	310	150
児童室		地域活動団体	100	150	70
		一般団体	200	310	150
料理教室		地域活動団体	260	380	190
		一般団体	520	770	380
体育館	全面	地域活動団体	470	540	270
		一般団体	940	1,080	540
	半面	地域活動団体	230	270	130
		一般団体	470	540	270

備考

- 1 地域活動団体とは、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他コミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している団体及び社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、市長が認めるものです。
- 2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までになります。
- 3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げにかかる費用は、当該超過し、または繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料に相当する額となります。
- 4 営利目的として、1,001円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合や、商品の展示、宣伝または販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、利用時間区分の使用料の2倍に相当する額となります。
- 5 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 6 ご質問・不明な点等ございましたら、協働センターまで問合せください。